

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	加治地区② (上館、新屋敷、新保小路、館野小路、下中、下今泉、茗荷谷、金津集落)	R3.6	

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	173.68
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	114.25
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	33.04
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.38
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.92
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域内で規模拡大したいとの意向もあるが、既に入作者に委託済みであるため、思うように規模拡大が図れていない。後継者の育成が急務であるとともに、分散錯圃状態を解消し作業効率向上に向けた集約化を図りたいが、土地条件の違いや入作者との関係づくりに時間を要するなどの課題がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上記課題解決も含めて、離農等により委託する場合は、まずは集落内での話し合いを行い、集約化に努める。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付意向があれば、地区内の担い手の分散錯圃を解消できるように集約化する。
農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。
基盤整備への取組方針 土地改良区により三日市・新屋敷は基盤整備地区として申請中。
鳥獣被害防止対策の取組方針 山間地、山際の集落においては、イノシシや猿などの米被害が発生しており、対策をとる必要がある。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。